

特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年告示第94号）

〔改正〕平成27年4月20日 平成27年告示第123号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

区域	基準値	
	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- この表において、第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域とする。
 - 第1種区域 特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成24年鈴鹿市告示第89号）で定めた第1種区域及び第2種区域
 - 第2種区域 特定工場等において発生する騒音の規制基準で定めた第3種区域及び第4種区域
- 第2種区域の区域内であって、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域における基準は、この表の基準値欄に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園